

「医療業務補助者の配置補助」を実施します

—地域医療介護総合確保事業(医療分)—

医師・看護師・准看護師の業務負担を軽減する医療業務補助者を配置する施設を支援します

平成26年10月1日に施行された改正医療法により、医療機関の管理者は医療従事者の勤務環境改善に取り組むこととされ、都道府県はその支援を行うこととされました。

このことを受けて、県では医療機関への具体的な支援として、医師及び看護職員が医療、看護業務に専念できる環境づくりを促進するため、当事業を実施します。

業務補助者の
おかげで医療業
務に集中できる!



補助対象施設

県内にある以下のいずれかに該当する病院です

- 1 地域医療支援病院
- 2 上記1に該当する病院以外で、第7次宮城県地域医療計画において「**地域の中核的な病院**」に位置づけている病院
- 3 上記1、2を除く、国、独立行政法人、地方独立行政法人が設置者の病院及び医療法第31条に定める公的医療機関並びに特定機能病院以外で**一般病床を有する病院**

補助金交付額計算例

	補助者Aさん	補助者Bさん
月額給与	150千円	190千円
雇用期間	R4.4.1~R5.3.31 ⇒12か月対象	R4.8.9~R5.3.10 ⇒8か月対象
人数	1人	1人



①【基準額】

Aさん $2,160千円 = 180千円 \times 12か月 \times 1人$

Bさん $1,440千円 = 180千円 \times 8か月 \times 1人$

$2,160千円 + 1,440千円 = 3,600千円$

②【補助対象額】

$150千円 \times 12か月 \times 1人 + 180千円 \times 8か月 \times 1人 = 3,240千円$

【補助金額】

①と②の少ない方を選定し、補助率2/3を掛ける

$②3,240千円 \times 2/3 = 2,160千円$

※交付する補助金額は予算の範囲内で調整を加えた額となる場合があります。

補助対象経費と金額

補助金額は以下のようになります。

※診療報酬の医師事務作業体制加算及び急性期看護補助体制加算並びに看護補助加算を受けるために計上する補助者、ほかの補助金等が受けられる補助者は当補助金の対象になりませんので御注意ください。

【対象勤務期間】令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

基準額(月額) ※対象人数は2人までで、 1人あたり月額180千円 が上限	補助率	補助対象経費
180千円 × 2人	2/3	医療業務補助者の配置に要する以下の経費 ・給料 ・報酬 ・賃金 ・職員手当等 ・法定福利費

補助事業のQ&A

Q この事業における「医療業務補助者」の定義は。

A 医師・看護師・准看護師の業務のうち、医師、看護師免許等の資格を要する行為以外の業務を分担する者のことです。資格等の要件はありません。

医師の指示・指導に基づいて医師の事務的な作業補助を行う医療クラーク、
看護師・准看護師の指示・指導に基づいて作業を行う看護補助者が対象となります。
雇用実態のない者(例:雇用契約を結んでいない家族等)は対象とはなりません。

Q 医療業務補助者かどうか、何で判断するのか。

A 補助金交付申請時提出する「医療業務補助者配置支援事業実施計画書(実施要領様式)」や雇用契約書等で確認します。

Q 業務負担が軽減したかどうか、どのように判断(効果測定)するのか。

A 医療業務補助者を配置することで期待される医師等負担の軽減について、補助金交付申請時に記載いただき、実施報告書時にどのような効果が得られたかを報告していただきます。

医療クラークの業務例

- 診断書作成
- 電子カルテ入力



看護補助者の業務例

- ベッドメイキング等
- 診療に使う機械・器具等の準備・片付け
- 移動介助

